

設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、修正可決でありますので、委員会の修正案について採決いたします。

議案第22号について、委員会の修正案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第22号は、委員会の修正案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第23号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第24号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第25号 長井市市税条例及び長井市税外収入未納金等徴収条例の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第27号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 おはようございます。平成20年第1回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案12件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第15号 山形県消防補償等組合規約の一部変更について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により収入役制度及び吏員制度が廃止され、会計管理者を設置することとされたこと並びに消防組織法の一部改正に伴う規定整備のため規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により提案されたものであります。

審査に際し、消防主幹からは、消防団員等の公務災害補償等については市町村が補償することになっているが、これらの事務については県内全市町村が山形県消防補償等組合に委託しているところであるとの説明を受けたところであり、

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、謄本等の書類の送付を求める際、信書便による送付もできるようにするため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、平成14年に制定された民間事業者による信書の送達に関する法律に伴い、民間事業者による信書の送達が可能となったことにより改正された住民基本台帳法第12条第6項及び戸籍法第10条第4項に基づき、長井市手数料条例において郵便以外の送付を認めるため、第4条の見出し及び条文中の「郵便」を「郵便等」に、「郵送料」を「送付に要する費用」に改めるものであるとの説明を受けたところであり、

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童センターの保育は認可保育所と同様の保育であることから、実情に応じた適正な保育費用に改めるとともに、子育て支援を推進するため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、児童センターについては現在1万5,000円一律の使用料をいただいているが、平成20年4月からはおやつ代を含めて負担金とし、生活保護世帯は免除、前年度の市町村民税が課税されていない扶養義務者で前年分の所得税が課税されていない者は

1万3,000円、前年度分の市町村民税が課税されている扶養義務者で前年分の所得税が課税されていない者は1万6,000円、前年分の所得税が課税されている扶養義務者は1万9,000円の4段階にするとの説明を受けたところであり、

質疑に入り、委員からは、今回の改正に当たり、2月22日の厚生常任委員会協議会以後、説明会等の状況はどうなっているかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、保護者への説明会は以前から計画していて、協議会でお示した「児童センターのあり方」という資料により児童センターの状況等を説明しながら、料金の改定も今考えているという説明になると思うが、3月13日から24日まで、各児童センターで説明会を開催していく。その際に園児バスの運行についてと延長保育について、さらに伊佐沢児童センターでは統廃合について保護者がどのように考えているかアンケートを行うとの答弁を受けたところであり、

また、委員からは、一般質問で市長は今回の改正について「準備不足だった」との見解を示している。保護者を無視した今回のやり方について理解できないがどのように考えているかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、市長が一般質問で答えているとおり準備不足だったと考えているとの答弁を受けたところであり、

また、委員からは、賃金がなかなか上がらない中で4,000円増というのは大変な負担増であり、十分に準備をして説明をしていく必要があると思う。今後はこういったことがないようにしてもらいたいがかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、13日からの説明会で十分に説明を尽くしていきたいとの答弁を受けたところであり、

また、委員からは、説明会の中で負担金に関する意見も伺ってはどうかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、負担金については昨年10

月に児童センターの全保護者を対象にアンケート調査を行っており、値上げについては、保育時間の延長等充実が図られるのであれば、150人、61%、所得に応じた負担ならば、52人、21%、給食があれば、8人、3%の人が賛成とし、34人、14%が絶対反対との回答を得ているとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、アンケートで値上げも仕方がないと答えていても、具体的な数字を入れると違ってくると思うので、今回の提案の内容で聞いてみてはどうかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、説明会の資料の中に収支の説明があるので、その中で3段階くらいに分けて改正していきたいと説明していくつもりであるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、一般質問で市長が「認可をとって保育できるようにしていきたい」と答弁していた。認可取得については初めて聞いたが検討していたのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、給食の要望が強かったので、給食に何とかこたえていきたいという考えから認可という答弁になったのかと思うが、認可を取得するには保育に欠ける欠けないということで、児童センターに入れなくなる子供が出る問題があることから、慎重にしなければならぬと思うとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、資料の児童センターの収支の中で歳出に建設償還金が計上されているが、この分は一般財源で充当すべきではないかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、児童センターについては保育施設であり、特定の方が利用する施設であることから、受益者負担の原則からすると市税等の一般財源を投入しないで償還していくべきであると考えたとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、2歳児の受け入れ要望がある。以前2歳児を受け入れていた時期もあり、このような見直しのときに対応してもらいたい

がどうかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、以前2歳児を受け入れていた時期があった。20年度は伊佐沢で2歳児1名を受け入れる予定である。19年度も受け入れており、伊佐沢だけになるが、事情に応じて対応をとっているとの答弁を受けたところでもあります。

さらに、委員からは、2歳児の受け入れを20年度から制度化して実施するののかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、20年度からと言い切ることはできないが、統合した場合などには2歳児の受け入れを基準に準じた保育士を配置して制度化していくべきだろうと考えているとの答弁を受けたところでもあります。

討論に入り、委員からは、認可保育園と同様であると軽々に言っているが、児童センターを認可保育園に当てはめることは簡単でないと思う。また、児童センターの収支についても我々にはなかなかわからない状況を提示しており、今回の値上げ改正は理解できないことから、本案に反対であるとの意見を出されたところでもあります。

また、委員からは、一般質問で鈴木悟司議員が言っていた「長井市は子育てしやすいまちをアピールすべきだ」という言葉は印象的で、まさにそのとおりであり、施政方針で言う「東北一魅力ある都市」の魅力が子育てしやすいという魅力であれば、これからのまちづくりに役立つと思う。朝日新聞の社説で福井県の出生率が上昇した事例を紹介していたが、子育てを支援する体制ができなければ子供をつくっていかうとはならない。今回の議案は、平均すると1人2,000円の値上げの提案であるが、市長の方針にも逆行しており、どこで整合性を保つのか矛盾を感じざるを得ない。これからの児童センターのあり方についてきちんと方針をつくり、必要であれば料金改定を行うのが筋であると思うので、本案に反対であるとの意見が出されたところでもあります。

+

採決の結果、本案は、全員一致で否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 長井市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業負担金を実情に即した適正な額に改定するため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、他市町村の状況を見ても、8,000円から1万円と定めているところが多く、長井市のおやつ代を含めて5,000円という額は安いと考えられることから、おやつ代を含めて7,000円とし、同一世帯から2人以上利用する場合は2人目以降を5,000円とするとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、現在の5,000円のうち、おやつ代は幾らになっているのか、また7,000円とした場合、おやつ代は幾らになるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、使用料3,000円、おやつ代2,000円として、平成12年度から設定している。7,000円としてもおやつ代2,000円は変わらないとの答弁を受けたところであります。

委員からは、さまざまなものが値上げされている状況であるが、おやつ代を据え置くことでおやつに影響がないのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、夏休みや冬休みは指導員の賃金のはね上がることから、そこに財源を確保していきたいと考えており、おやつについては多少質が落ちるかもしれないが、おやつ代は据え置きでいきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、学校が休みの期間だけ値上げするとか夏休みだけ預かるなどの検討はしなかったのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、確かに夏休みの要望が多くあることは受けとめているが、一番先に検討課題としてとらえたのは、他市町村と比較して相当安い料金

設定であり、以前は利用料5,000円のほかにおやつ代3,000円をいただいていた経過もあることから、他市町村とのバランスもとりながら、おやつ代を除いて5,000円はいただきたいと考えているところであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、値上げ額2,000円は金額的にも大きくないかもしれないが、値上げ率で考えると大きいと思うので、見直しをして再提出する考えはないかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、現在1日だけでも受け入れており、おやつつきで250円である。7,000円とする1日350円であり、ご理解いただけるかと考えたが、ご指摘のとおり値上げ率にすると大きかったと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回の値上げによって何かサービスは向上するのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、学童クラブの申込者数がふえれば指導員もふやさなければならないが、指導員は1日4時間で、時給700円から800円で募集しているため、なかなか応募者がいない。また、午前授業のときなどは4時間でなく5時間以上となることもあり、そういったことに十分に対応できるように指導員の条件を高めていきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、中央学童クラブは100人を超えると聞いているが、指導員は何人体制になるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、中央児童センター1クラス、長井小学校2クラスに対しそれぞれ2名ずつ、計6名の指導員を予定している。さらに長井小学校の新5、6年生の保護者に対する意向調査で、30人以上の方から「夏休み、冬休みだけ預けたい」との回答があり、その期間中は小学校の教室があくことから、そこを利用しての対応を考えていきたいとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、親の会は中央地区だけ

にあり、その他の地区にはないとのことだが、どうやって意見や要望を吸い上げているのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、18年度に中央学童クラブを中央児童センターと勤労センターの2カ所で実施していたときに、意見を集約するために保護者の方に集まっていたのが親の会的なもので存在していたが、19年度はなかったと認識している。各学童クラブの保護者への周知等はこれまで実施したことはないが、小学校を通してできると思うとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正により所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、このたびの改正は老人保健法が改正され、高齢者の医療の確保に関する法律として施行されることに伴う山形県医療給付事業補助金交付規程の改正により、老人保健法に関する条項を高齢者の医療の確保に関する法律に関する条項に改める等の改正を行うものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険料の激変緩和措置を延長する措置を講ずるため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、介護保険料は3年に1度見直しを行っており、現在は第3期介護保険計画の中で平成18年度から20年度の額が定められている。平成17年度の税制改正

において高齢者の市民税非課税限度額が廃止されたが、これによって新たに課税対象者となったことに伴い、介護保険料の所得段階が上がる人に対しては、急激な負担増とならないように、18年度と19年度において保険料を減額して、段階的に引き上げる激変緩和措置をとってきたところである。ただ、保険料の上昇額が大きいため、平成20年度も税制改正の影響を受ける人については保険者の判断により激変緩和措置を継続できるように政令が改正されたことから、この緩和措置を延長すべく改正するものである。なお、県内全市町村が延長する予定であるとの説明を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、このような激変緩和措置の延長が必要になるのは、結果として所得が伸びていないからである。この経験を平成21年度からの第4期介護保険計画に生かしてもらうことを希望して、本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 長井西置賜休日診療所条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、老人保健法の改正により高齢者の医療の確保に関する法律となったことに伴い、診療報酬算定の根拠法令を整理すべく所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、健康課長からは、休日診療所の診療報酬について、75歳以上の方は平成20年4月1日から後期高齢者医療保険者からの支払いとなり、診療報酬の算定額は健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項により、厚生労働大臣が定めるところにより算定するとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

+

次に、議案第33号 長井市訪問看護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、法令改正に伴う引用条項の整理及び用語の見直しを行うべく所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、健康課長からは、条例第1条及び第9条については、介護保険法の改正により要介護者を対象とした訪問看護と要支援者を対象とした介護予防訪問看護の二本立てとなったことによるものと、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されることに伴い引用条項を整理する。また、条例第4条から第6条については、適正な用語に見直しをしたものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市霊園に係る使用料及び管理料を見直すべく所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、長井市霊園に新たな区画の造成を行い、自由区画内に2坪区画のC区画と1.5坪区画のD区画を設定し、使用料についてはC区画9万円、D区画7万円とする。また、管理料を年間700円から1,000円に改めるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、先日の厚生常任委員会協議会において、区画によっては特定の宗教団体が主に入っている区画が40区画残っているとの説明があった。今後の申し込みに当たっては、その宗教団体の方だとわかっただけでなく、新しく造成される区画ではなく、現在残っている区画に入るよう勧めてもらいたいとどうかとの質疑がなされ、市民課長からは、その宗教団体の代表者の方などにお話をし、そういった配慮をしていきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、医療制度改革及び国民健康保険運営協議会の答申に基づき所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、山形県後期高齢者医療広域連合において葬祭費を5万円と定めたが、長井市国民健康保険運営協議会から当市国民健康保険に係る葬祭費についても5万円とする答申を受けたため、答申に基づいて葬祭費の額を7万円から5万円に改める。県内でも庄内町と最上広域4町村以外の市町村は5万円となる。また、高齢者の医療の確保に関する法律の改正による特定健康診査の実施に伴い、第9条に規定する保健事業のうち、第1項第4号から第7号までの事業は特定健康診査に含まれることなどにより、条文を整理して保健事業を第1号から第4号として改めるとの説明を受けたところであります。

また、委員からは、本議案に対し修正案が提出されましたので、初めに原案について質疑を行い、その後、修正案について質疑を行ったところであります。

まず、原案について質疑を行い、委員からは、今回葬祭費を改正する市町村の中で、激変緩和のための経過措置を実施する市町村はあるかとの質疑がなされ、市民課長からは、激変緩和措置の部分は把握していないとの答弁を受けたところであります。

原案についての質疑終結後、委員から修正案について、経過措置として平成20年4月1日から平成20年9月30日までの葬祭費を改正後の第7条の規定にかかわらず6万円とし、急激な変化を緩和するとの説明を受けたところであります。

採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。よって、原案について採決を行い、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 長井市消防団条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団員の条例定数の適正化を図るため提案されたものであります。

審査に際し、消防主幹からは、消防団員定員710人は昭和47年に定められ今日に至っているが、ここ10年間の実員数は680人前後の横ばい状態である。少子高齢化により団員のなり手が減少しており、条例定数の710人の団員確保は非常に困難であり、現在の実員数がほぼ固定化されていることから、条例定数の適正化を図るものである。また、山形県消防補償等組合の負担金が条例定数を基準としていることから、今回の改正により空白の団員数分も負担金を納めなければならない不合理を解消でき、年間64万1,100円の経費削減効果が平成21年度から反映されることになるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、団員数が680人を超える場合には足切りをすることにならないのかとの質疑がなされ、消防主幹からは、現団員数の実員数を基準として団員確保に当たることになっているが、もし680人を超えた場合には待機団員というような考え方をもちながら、次年度において条例定数の見直しもあり得る。ただ、団員確保には苦慮しており、20年度には680人に至るか至らないかの状況であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市全体の人口が減っており、消防団の活性化を含めた抜本的な計画の中で全体の分団、部、班の見直しを含めて人員の適正化を協議してもらいたいがどうかとの質疑がなされ、消防主幹からは、消防団の配置人員については「消防力の整備指針」があり、ポン

プ自動車は5名、小型ポンプは4名、それにプラスして大規模災害における避難誘導団員数という考え方がある。長井市では現在、各班10名を基準としているが、10名に満たない班や11名以上の班もあり、班などの見直しに関する声も挙がっているため、団幹部と協議をしながら班編成の見直しも検討する必要があると考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 長井市長寿祝金支給に関する条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、長寿祝い金の支給を全廃するため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、高齢化が進み、社会保障費が増大する中、限られた財源を高齢者に必要不可欠な生活支援サービスなどに充てるため廃止するものである。ただ、今後も長寿のお祝いを継続していくことから、20年度は1人1,500円程度の長寿祝い品を支給する予算を計上しているとの説明を受けたところであります。

また、委員からは、題名を長井市長寿祝金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてとし、数え年88歳の祝い金の額を1万円から5,000円、数え年100歳の祝い金の額を5万円から1万円とする内容の修正案が提出され、金額の多寡はさまざまあると思うが、お祝いの気持ちを表現する条例を残していきたいとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、委員会で可決いたしました修正案につきましては、お手元に配付させていただいているとおりであります。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

+

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第13、議案第15号 山形県消防補償等組合規約の一部変更について及び日程第14、議案第26号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

日程第13、議案第15号 山形県消防補償等組合規約の一部変更についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第26号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第28号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので発言を許可します。

議席番号3番、我妻 昇議員。

(3番我妻 昇議員登壇)

○3番 我妻 昇議員 私は、議案第28号 長井

市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてに反対の立場から討論をさせていただきます。

この条例は、児童センターに係る保育料を使用料という名目から負担金に改めるとともに、これまで1万5,000円であった負担額から最大で1万9,000円、つまり4,000円の大幅な値上げをするというものでありますが、私は以下の点から反対するものであります。

一つは、値上げ幅が大きく、その根拠に疑問があるという点です。

提案説明では、民間の認可保育所との比較に基づいた積算根拠が示されていますが、その比較方法をよく見ますと、保育時間や職員賃金の計算など幾つか疑問に思う点があり、私は値上げ幅が本当に正しいのかわからない、本当の意味での実情に応じた負担額なのか疑わしいという結論に至るのであります。生活を切り詰め、ぎりぎりの経済状態で子育てをしている若者世代に対し、大幅値上げを強いるというのは、到底市民の理解を得られるものではないと思います。

2つ目は、説明責任を果たしていないという点であります。

これまで負担金の値上げについて、保護者にも議会にも一切語られることはありませんでした。入園申し込みの時点でも決定通知の時点でも、その考えすら説明はありませんでした。募集要項には「変更になる場合があります」と簡単な説明文があるにしても、このような大幅な値上げをいきなり示すということは、だまし討ちと言われても仕方ありません。説明責任が重要視される中、このようなやり方は時代に逆行するものであり、あってはならないことだと思います。受益者負担は当然あってしかるべきことですが、その負担額の設定については、今後は実情を十分に調査した上で、市民の理解を得られるような手続を踏み、検討していただくこ

とを強く要望し、この議案に反対するものであります。

○佐々木謙二議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第28号について、厚生委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立なし)

○佐々木謙二議長 起立ゼロであります。よって、議案第28号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第29号 長井市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号2番、鈴木悟司議員。

(2番鈴木悟司議員登壇)

○2番 鈴木悟司議員 私は、議案第29号 長井市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をするものであります。

内谷市長は、「厳しい財政状況の中においても行政は常に市民生活の目線に立って、市民の皆様が何を求めているのかということ念頭に置きながら将来の不安をなくすよう努め、その上に活力ある長井市をつくっていく必要があると考えております」と言われました。学童クラブの利用者は核家族や両親の共働きの家庭がほとんどであり、今後ますますの利用がふえると思われま。

保護者の方の仕事と子育ての両立支援を充実していくことは、とても大事なことだと思います。しかし、今回の学童クラブ負担金の増額は、5,000円だったものを7,000円とするもので、率にして40%もの値上げになっています。同一世

帯から2人以上の児童が利用した場合は2人目以降の額は5,000円となっています。当局が提案されている児童センター負担金と同じように考えれば、2人目の負担金は2分の1の3,500円になり、3人目からは10分の1にしなければならぬと思います。20年度の学童クラブの募集については、既に19年の年末に行われており、保護者に対して負担金の増額の説明もなく改正されることは、生活費の負担増であり、理解の得られるものではありません。

よって、私は子育てしやすい魅力ある長井市を目指していただきたく、本案に反対するものであります。議員諸兄の賛同を賜りますようお願いし、討論といたします。

○佐々木謙二議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第29号について、厚生委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

議案第29号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○佐々木謙二議長 起立少数であります。よって、議案第29号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第30号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第23、議案第37号 長井市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてまでの7件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第17、議案第30号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

+

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第18、議案第31号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第32号 長井西置賜休日診療所条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第20 議案第33号 長井市訪問看護条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第21、議案第34号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第22、議案第35号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。よって、議案第35号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第23 議案第37号 長井市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第24、議案第38号 長井市長寿祝金支給に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号14番、小関勝助議員。

(14番小関勝助議員登壇)

○14番 小関勝助議員 議案第38号 長井市長寿祝金支給に関する条例を廃止する条例の設定について、私は賛成の立場で討論を行います。

本案は、長寿祝い金の支給を全廃するため提案されたもので、祝い金の支給は廃止するが、市長による100歳以上の方への訪問は継続し、

市長直筆の色紙や、88歳、100歳、100歳以上の高齢者に対して祝い品を贈呈する内容の提案となっております。

私は、以下3点により、今回の条例に賛同したいと思います。

その1つは、現在の本市の厳しい財政事情にあって、長井市行財政改革推進計画による集中改革プランは、まさに正念場であります。また、市民生活への痛みを伴っております。今後は福祉、医療、介護など福祉全体のサービスの充実が求められます。また、教育、子育て支援などを考える場合、本条例の廃止は市民の理解が得られること。2つには内谷市長の施政方針でも述べられておりますが、少子化、高齢化が進む中、本市も今後、人口の減少が加速すると思われれます。今後はまさに支え合う社会、持続可能な社会が求められること。3つ目には、近隣の自治体にあっても敬老思想の高揚を大切にしながら、高島町、川西町、小国町では現在、祝い品の支給となっております。また20年度、新年度におきましては米沢市についても祝い金を廃止し、祝い品にする方向で検討されております。

以上のことから、議案第38号 長井市長寿祝金を廃止する条例に賛成いたします。議員諸兄の賛同をよろしくお願ひし、賛成討論といたします。

○佐々木謙二議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第38号について、厚生委員長の報告は修正可決でありますので、委員会の修正案について採決いたします。

議案第38号について、委員会の修正案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○佐々木謙二議長 起立少数であります。よって、委員会の修正案は、否決されました。

それでは、原案について採決いたします。

議案第38号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。よって、議案第38号は、原案のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

藤原民夫産業・建設常任委員長。

(藤原民夫産業・建設常任委員長登壇)

○藤原民夫産業・建設常任委員長 平成20年第1回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件、請願3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月14日、委員全員出席のもと、開催をしております。

それでは、議案第16号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託協定の一部を変更する協定の締結について申し上げます。

本案は、平成18年6月市議会定例会において議決された公共下水道管理センターの建設工事委託協定について、工事費の確定による協定金額の減額、並びに相手方の住所及び理事長名を変更する協定を締結するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長から、下水道管理センターの建設工事については委託先の下水道事業団で発注しているものであるが、入札の結果による請負差額及び施工方法の変更等による金額変更が生じていること、並びに協定の相手方の住所及び代表者がかわっているので変更協定